# 国東市放課後学習塾運営委託業務 公募型プロポーザル 実施要領

令和4年6月10日 国東市教育委員会 学校教育課

# 国東市放課後学習塾運営委託業務公募型プロポーザル実施要領

本要領は、国東市放課後学習塾運営委託業務(以下「本事業」という。)を実施するに当たり、国東市(以下「市」という。)が実施する公募型プロポーザルに参加しようとする事業者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を明らかにするものである。

#### 1.目的

本プロポーザルは、市が受託者に委託する本事業について、市と契約する意思のある事業者に対し、国東市立安岐中学校3年生の基礎学力及び活用力の向上、学習指導補完の場の提供をすることを目的として、国東市放課後学習塾運営業務の受託者を選定するにあたり、事業者の柔軟かつ高度な発想力・企画力、豊富な経験等を求めたく、公募型プロポーザルを実施するものである。

#### 2. プロポーザルの概要

- (1) 事業名 国東市放課後学習塾運営委託業務
- (2) 業務場所 大分県国東市安岐町中園 安岐中学校内の教室
- (3) 提案の内容 国東市放課後学習塾の運営(安岐中学校3年生のうち希望する生徒)
- (4) 契約期間 契約締結日の翌日から令和5年3月31日まで
- (5) 契約限度額 委託契約限度額は5,824,000円(消費税及び地方消費税を 含む)とする。

ただし、上記の金額は契約時の予定価格を示すものではない。

#### 3.参加資格

この選考に参加できる事業者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- ア 業務提案審査日までに、本市競争入札参加の資格を有する者であること。
- イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て又は 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続きの申立てがなされて いないこと。
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員がその役員となっている法人その他暴力団員が経営に関与していないと認められるもので、適正な競争を妨げる恐れがないと認められるもの。
- オ 過去に本業務に類似した学習環境の整備について、学習塾の運営実績があり専門 的なノウハウと運営体制を有しているもの。

# 4.業者選定スケジュール

(1)実施要領の公告	令和4年6月10日(金)
(2)質問書の提出期限	令和4年6月16日(木)午後5時まで
(3)質問の回答	令和4年6月17日(金)午後5時まで
(4)参加申込期限	令和4年6月23日(木)午後5時まで
(5)提案書の提出期限	令和4年6月29日(水)午後5時まで
(6)選考審査会	令和4年7月 5日(火)
(7)選考結果の通知	令和4年7月 6日(水)予定
(8)業務委託契約締結	速やかに締結

# 5. 選定方法

公募型プロポーザル方式によって受注者を決定する。

# 6.参加申込

- (1) 受付期間及び時間
  - ア 受付期間

令和4年6月10日(金)から令和4年6月23日(木)まで (土・日曜日及び祝日を除く)

イ 受付時間

午前8時30分から午後5時まで

(2) 提出場所

国東市教育委員会学校教育課企画調整係(アストくにさき3階)

(3) 提出方法

提出期限までに、持参又は郵送(書留又は簡易書留)で行うものとする。

(4) 提出書類

ア 様式1:参加申込書 1部

イ 様式2:同種業務委託実績一覧表 1部

(5) 提出書類の内容

ア 用紙の大きさは、A4版(片面のみ使用)とすること。

イ 同種業務受託実績一覧表については、5件以上の実績があったとしても5件以内 の実績を記載すること。

# 7. 業務提案書の提出

- (1) 受付期間及び時間
  - ア 受付期間

令和4年6月10日(金)から令和4年6月29日(水)まで (土・日曜日及び祝日を除く) イ 受付時間

午前8時30分から午後5時まで

(2) 提出場所

国東市教育委員会学校教育課企画調整係(アストくにさき3階)

(3) 提出方法

提出期限までに、持参又は郵送(書留又は簡易書留)で行うものとする。

(4) 提出書類

ア 業務受託見積書:令和4年度分 1部

イ 様式4:業務提案提出書 1部

ウ 様式5:業務提案書 11部

(5) 提出書類の内容

ア 業務受託見積書の様式は任意とする。なお、提出された業務受託見積書の金額は 契約金額を示すものではないこととする。

イ 業務受託見積金額には、講師に係る人件費(給与、派遣費用等)、教材費(テキスト教材、映像教材等)、賠償保険費用、一般管理費、諸経費及びその他放課後学習塾運営に必要な経費を積算し作成すること。

- ウ 業務提案書は様式4及び様式5に基づき作成すること。
- エ 用紙の大きさについては、様式4はA4判とし、様式5はA3判(共に片面のみ使用)とすること。また、提出書類のPDFデータをCDで一枚提出するものとする。 CD表面には、提出者の会社名を明記すること。
- オ 様式5には、提案者名等(※)を記入しないこと。提出部数11部のうち1部には会社名を明記すること。
  - (※)「提案者名等」とは、会社名、代表者名、愛称、社章、ロゴなど提出者を特定できる表現のこととする。

#### 8. 質問の受付及び回答

(1) 受付期間及び時間

ア 受付期間

令和4年6月10日(金)から令和4年6月16日(木)まで (土・日曜日及び祝日を除く)

イ 受付時間

午前8時30分から午後5時まで

- (2) 提出方法
  - ア 様式3により作成し、電子メールのみで行うものとする。

E-mail gakko-kyoiku@city.kunisaki.lg.jp

イ 提出された質問への回答については、令和4年6月17日(金)午後5時までに 随時電子メールで、提案者に回答を行う。 ウ 電話及び直接来庁による口頭質問には応じない。

#### 9. 審査方法及び審査結果の通知

(1) プレゼンテーション(選考審査会)

提出された提案書等の内容について要件を満たしていることを確認するため、1 事業者につき質疑を含め、40分程度でプレゼンテーションを行うこと。また、プレゼンテーションは、仕様書及び提案書等の内容に沿って行うこと。この場合において、当日のプレゼンテーションに必要な機材(PC, プロジェクター)は市役所所有のものを使用可能だが、事前に申し出ること。プレゼンテーションは、提案書等の提出が遅かった事業者から順に行う。

プレゼンテーションの開始時間・場所については、決定次第、別途通知する。

#### (2) 選定方法

プレゼンテーション(選考審査会)の実施後、提案書等の内容について、国東市 放課後学習塾運営委託業務公募型プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」と いう。)

の審査委員が、別で定める国東市放課後学習塾運営委託業務評価要領に基づき審査を行い選定する。

#### (3) 審査結果の通知

審査結果については、プレゼンテーションの実施後7日以内に、すべての提案者に文書で通知する。

# 10. 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者の本プロポーザルへの参加資格を満たさなかったものとみなし失格とする。

- (1) 本プロポーザル期間中に本実施要領に定める手続き以外の方法により、審査委員会等関係者に対して直接的又は間接的に接触した場合。
- (2) 提出を求める必要書類等について、虚偽の内容が記載されていると判明した場合。
- (3) 参加資格要件に規定する参加資格要件を欠くに至った場合。
- (4) 審査の公平性に影響を与える行為があったと審査委員会が認めた場合。
- (5) 本要領の規定に違反すると市長が認める場合。

#### 11.委託契約

(1) 市は、審査委員会により最優秀者に選定された者から見積書を徴取し、地方自治 法施行令第167条の2第1項第2号の規定により契約を行う。

ただし、その者との契約が成立しない場合は次点者との契約交渉を行う。

なお、契約締結後においても失格事項又は不正行為と認められる行為が判明した 場合は、契約を解除できるものとする。 (2) 契約手続き及び契約書は、国東市契約規則(平成18年国東市規則第71号)の定めによる。

# 12. その他

- (1) 本プロポーザルに係る費用については、全額参加者の負担とする。なお、やむを 得ず本プロポーザルによる事業者選定が中止になった場合でも、すべて事業者が負 担する。
- (2) 提出された書類等の返却は行わない。なお、提出された資料及びその複製については、本業務の選考以外に提出者に無断で使用しないものとする。
- (3) 市は、本提案に関し公表が必要と判断した場合には、業務提案書を無償で使用し、複製の作成及び公開できるものとする。この場合、提案者名を明示する。

# 13. 問合せ先及び提出先

郵便番号 〒873-0503

住 所 大分県国東市国東町鶴川160番地1

担 当 課 国東市教育委員会学校教育課企画調整係 担当 末平・長木・相部

電 話 0978-73-0066

F A X 0978-73-0067

E-mail gakko-kyoiku@city.kunisaki.lg.jp